

## 国際関連情報 国際会議等

## 2020 年下期 IFASS 会議報告

ASBJ 専門研究員 はなざわ のりひろ  
花澤 徳裕

## I. はじめに

会計基準設定主体国際フォーラム (International Forum of Accounting Standard Setters; IFASS) は、各法域の会計基準設定主体及び会計基準に関連する諸問題に対する関心の高いその他の組織による非公式のネットワークである。2019 年秋から、IFASS 議長を企業会計基準委員会 (ASBJ) の川西副委員長、事務局長を ASBJ の丸岡アシスタント・ディレクターが務めている。IFASS 会議は、毎年、春と秋の 2 回開催されているが、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) パンデミックにより、2020 年春にワシントン D.C. で予定されていた会議は中止となり、2020 年秋にロンド

ンで予定されていた会議は 9 月 30 日及び 10 月 1 日の 2 日間、ウェブ会議の形式で開催された。会議には各法域の会計基準設定主体 (約 37 団体) からの代表者に加えて、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) や他の地域グループの代表者、国際公会計基準審議会 (IPSASB) など約 119 名が参加した。国際会計基準審議会 (IASB) からはスー・ロイド副議長ほかが参加した。ASBJ からは、小賀坂委員長及び矢農常勤委員が参加した。

## II. 会議の概要

今回の会議の議題は、次のとおりであった。以下、本稿において主な議題に関する議論の

|                 | 議 題           | 担 当              |
|-----------------|---------------|------------------|
| 2020 年 9 月 30 日 |               |                  |
|                 | 歓迎と開会の挨拶      | IFASS 議長         |
| 1               | 個別財務諸表をめぐる問題点 | ブラジル、イタリア、韓国     |
| 2               | 基本財務諸表        | EFRAG、韓国         |
| 3               | 暗号資産          | EFRAG            |
| 4               | 無形資産          | カナダ、日本、ドイツ、米国、英国 |

|                 |                               |                               |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 2020 年 10 月 1 日 |                               |                               |
| 5               | 継続企業                          | ニュージーランド、オーストラリア              |
| 6               | 非営利組織向け国際財務報告基準—プロジェクト・アップデート | 国際非営利会計基準 (IFR4NPO) プロジェクトチーム |
| 7               | 国際公会計基準審議会アップデート              | IPSASB                        |
| 8               | フィンテックの適用と会計基準                | 台湾                            |
| 9               | スリランカにおける COVID-19 の影響        | スリランカ                         |
|                 | 閉会の挨拶                         | IFASS 議長                      |

概要をご報告する。

## 1. 基本財務諸表

本セッションでは、2019 年 12 月に IASB が公表した公開草案 (ED/2019/12) 「全般的な表示及び開示」(以下「本公開草案」という。)に対して、EFRAG 及び韓国会計基準委員会 (KASB) の見解が紹介された。

最初に、EFRAG の代表者から、本公開草案に対する EFRAG の予備的見解と、フィールドテスト及びアウトリーチ結果が紹介された。EFRAG は本公開草案に対するコメントレターのドラフトを公表しており、財務諸表における情報伝達の方法を改善する IASB の取り組みを歓迎しているとの説明がなされた。そのうえで、(1)新たな小計と区分、(2)不可分の及び不可分でない関連会社及び共同支配企業、(3)営業費用の分析、(4)経営者業績指標 (MPM)、及び (5)通例でない収益及び費用、に関して、フィールドテストのフィードバックやアウトリーチで聞かれた意見が報告された。

続いて、KASB の代表者から、韓国では IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項に加え、損益計算書上で営業損益の表示が義務付けられ、本公開草案の営業損益と異なる定義の営業損益が存在していることが紹介された。そのうえで、KASB の分析によれば、本公開草案

の営業損益は残余の概念であり、企業の主要な事業活動と主要でない(残余の)事業活動から生じる損益が区分されずに表示される一方で、関連会社及び共同支配企業から生じる損益は、不可分の(準主要な)事業活動と主要でない事業活動から生じる損益が区分して表示されるため、本来的には持分法投資に係る損益よりも有用な情報であるはずの営業損益が十分に強調されていないことが説明された。KASB は営業損益を持分法投資に係る損益に比べて、より強調すべき(少なくとも対等に表示すべき)であると考えており、(1)どちらも区分表示する方法、(2)どちらも区分表示しない方法、(3)営業損益を区分表示し、持分法投資に係る損益を区分表示しない方法、の 3 つの代替案を紹介した。

その後の質疑応答において、IFASS 参加者は、(1)本公開草案で提案されている顧客へのファイナンスを主要な事業活動とする企業への会計方針の選択の提案に対するより明確な選択基準の必要性、(2)損益計算書の区分を営業・非営業の 2 区分とする提案、及び(3)営業損益を残余の利益と定義することの適切性等について議論を行った。

## 2. 無形資産

本セッションでは、カナダ会計基準審議会 (AcSB)、ASBJ、ドイツ会計基準委員会

(DRSC)、米国財務会計基準審議会 (FASB)、及び英国財務報告評議会 (FRC) が共同で作成した無形資産に関する論文が紹介された。企業の純資産の簿価と市場価値の間に著しい差が生じており、これは無形資産の会計処理に起因する問題であるとする見方がある一方、簿価と市場価値の間の差は問題でないとする見方があり、本論文は、会計コミュニティがこの問題をより広範に検討するための材料を提供し、関連する学術分野での研究を刺激するために、バランスの取れた議論を提供することが目的であると紹介された。

FASB の代表者より、無形資産の会計処理に関する沿革が紹介され、純資産の簿価と市場価値の間の差を問題とする人々の見解として、(1) 重要な無形資産を認識しないことは総資産の簿価と業績を過小評価することとなり、(2) 財務諸表の目的適合性を損ねるものであり、(3) 測定の課題及び検証可能性の課題はこれらの無形資産の認識を妨げるものでなく、何らかの金額で無形資産を認識することは、何も認識しないよりも望ましいとの説明がなされた。認識にあたっては、資産の種類によって関連する測定基準は異なるとされ、使用 (in-use) 無形資産と交換 (in-exchange) 無形資産の区分とともに、各々の測定基準と測定における課題が紹介された。

続いて、AcSB の代表者から、純資産の簿価と市場価値の間の差を問題としない人々の見解として、貸借対照表は財務報告の一側面に過ぎず、貸借対照表において無形資産を認識することは、企業の価値創造や将来キャッシュ・フローの予測に関する情報を伝達する手段として必ずしも最良のアプローチとはいえないこと等が紹介された。このような見解の人々も、無形項目の価値を評価するために開示は有用であると考えており、強制的な開示と任意の開示に区分したうえで、強制的な開示は、監査対象となる可能性があり、比較可能性と首尾一貫性が高

まる一方で、任意開示は、柔軟性があり、適合性のある開示を可能とすることが説明された。また、企業価値を生み出す要因に関する投資家の理解を深めるための考えられる開示として、次の提案がなされた。

- 知的資本への支出に関する情報の分解 (「未来志向の無形資産 (future-oriented intangibles)」)
- キャッシュ・フロー計算書における「無形活動 (intangible activities)」区分の追加
- 無形資産又は知的資本の流れ (intellectual capital flows) の報告書
- 注記における無形項目への支出の性質の説明
- 財務諸表の外で提供される記述的説明における、無形活動と組織戦略及び目的の議論の結び付け、人的資本指標による補足説明

その後の質疑応答において、IFASS 参加者は、(1) 貸借対照表上の無形資産と注記において説明される無形資産の情報の質の違い、(2) 純資産の簿価と市場価値の間の差を生じさせる要因、(3) のれんの定義と性質、(4) 無形資産を認識するために資産の概念を変更することの要否、(5) 損益計算書における無形資産の影響の反映の可否、(6) 認識の代替案としての非財務情報の提供、(7) 無形資産を多く保有する企業の増加により、近年は財務諸表利用者が貸借対照表より損益計算書やキャッシュ・フロー計算書を重視しているという見解、及び(8) 企業の持続可能性や価値創造に対する意識の高まりが無形資産の測定に与える影響について議論を行った。

### 3. 継続企業

本セッションでは、ニュージーランド会計基準審議会 (NZASB) 及びオーストラリア会計基準審議会 (AASB) の代表者より、継続企業に関連する論点が紹介された。

最初に、NZASB の代表者より、COVID-19 パンデミックによって、継続企業の開示の適切

性について財務諸表利用者の懸念が生じており、NZASBはIAS第1号における現行の開示要求事項に加えて、新たに(1)企業の継続企業としての存続能力に関する結論を形成する際に経営者が適用した重要な判断についての具体的な開示、及び(2)企業の継続企業としての存続能力に関する結論を形成する際に経営者が認識した重要な不確実性に関する開示、を要求する会計基準を公表したことが紹介された。

IFASS参加者は、(1)継続企業の開示に関する各法域の懸念、(2)より具体的な継続企業の開示を会計基準で要求することの是非、及び(3)IASBが継続企業の開示を検討するプロジェクトに着手すべきか、について議論を行い、COVID-19パンデミックに対応するために実施された各法域の取り組みなどがIFASS参加者から共有された。

次に、AASBの代表者より、継続企業の前提がもはや適切でない場合に、その作成基礎の要求事項がないことが指摘され、現状は様々な見解や実務が存在していることが報告された。AASBはIASBに対し、継続企業の前提がもはや適切でない場合の要求事項と関連する開示

に関する根本的な見直しを行うプロジェクトの作業計画への追加と、基準設定活動の必要性評価のリサーチの実施を求めたことが紹介された。

その後の質疑応答では、IFASS参加者は、(1)各法域において継続企業の前提がもはや適切でない場合の作成基礎に関する追加的なガイダンスの公表の有無、(2)追加的なガイダンスの不足から生じる懸念、(3)継続企業の前提がもはや適切でない場合の作成基礎に関する要求事項を検討するプロジェクトをIASBが着手すべきとするAASBの提案等について議論を行った。

### Ⅲ. おわりに

今回のIFASS会議は2021年3月に予定され、対面形式で開催可能であればASBJがホストを務めて東京での開催、引き続き渡航制限が適用されている場合はウェブ会議形式（又はこれらのハイブリッド形式）による開催が検討されている。

